

# 委託加工貿易契約包括承認取扱要領

輸出注意事項 26 第 17 号

平成 26 年 4 月 24 日 貿易経済協力局

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）第 48 条第 3 項の承認であって、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）第 2 条第 1 項第二号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出について一括して承認を行うものについて、委託加工貿易契約包括承認の要件、承認に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定める。

## I 委託加工貿易契約包括輸出承認

### 1 委託加工貿易契約包括輸出承認の申請者

委託加工貿易契約包括輸出承認の申請を行うことができる者は、代表者を輸出の業務を統括管理する責任者（以下「統括責任者」という。）とし、及び輸出令第 2 条第 1 項第二号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出に該当するかどうかの確認についての責任者（以下「該非確認責任者」という。）を選任し、申請時に、これらの者について経済産業大臣に登録を行う者とする。

### 2 委託加工貿易契約包括輸出承認の要件

申請者が、輸出令第 2 条第 1 項第二号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して承認を行ってもその輸出が我が国国内の加工産業に影響を与えないと認められるときは、委託加工貿易契約包括輸出承認を行う。

### 3 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲

委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、輸出令第 2 条第 1 項第二号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出とする。ただし、北朝鮮を仕向地として輸出する貨物並びに輸出する貨物が輸出令別表第二の 36、37 及び 43 の項の中欄に掲げる貨物の場合は除く。

### 4 委託加工貿易契約包括輸出承認の申請手続

委託加工貿易契約包括輸出承認を受けようとする者は、次の（イ）～（ハ）に定める書類を申請窓口にて郵送又は提出しなければならない。

（イ） 委託加工貿易契約包括輸出承認申請書（様式 1） 2 通

（ロ） 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式 a） 1 通

（ハ） その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

（注）承認申請日前 1 年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。

### 5 委託加工貿易契約包括輸出承認の申請窓口

委託加工貿易契約包括輸出承認の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における委託加工貿易契約包括輸出承認の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

・ 関東経済産業局（埼玉県さいたま市）・・・全国

・ 中部経済産業局（愛知県名古屋市）・・・全国

・ 近畿経済産業局（大阪府大阪市）・・・全国

・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成 12 年政令第 254 号。）第 102 条に掲げる管轄地域

・ 通商事務所（東京都、横浜市、神戸市）・・・通商事務所が属する当該経済産業局の管轄地域

・沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域  
（注）上記（ ）内は、所在地を示す。

#### 6 委託加工貿易契約包括輸出承認の条件

委託加工貿易契約包括輸出承認には、別表に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

#### 7 委託加工貿易契約包括輸出承認証の分割

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき委託加工貿易契約包括輸出承認証について、次の（1）又は（2）のいずれかの方法により分割をすることができる。

##### （1）委託加工貿易契約包括輸出承認の申請と同時に分割を受ける場合

委託加工貿易契約包括輸出承認の申請と同時に当該承認証の分割の申請を併せて行うときは、4に定める書類に加え、分割を必要とする通数の委託加工貿易契約包括輸出承認申請書及び包括輸出承認証分割申請理由書（様式2）を申請窓口に提出しなければならない。

##### （2）既に発行された委託加工貿易契約包括輸出承認証の分割を受ける場合

既に発行された委託加工貿易契約包括輸出承認証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の委託加工貿易契約包括輸出承認申請書、包括輸出承認証分割申請理由書（様式2）及び既に発行された委託加工貿易契約包括輸出承認証の写し1通を申請窓口に提出しなければならない。また、分割された委託加工貿易契約包括輸出承認証の発行を受けるときは、既に発行された委託加工貿易契約包括輸出承認証を申請窓口に提出しなければならない。提出された当該承認証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

#### 8 委託加工貿易契約包括輸出承認の変更

委託加工貿易契約包括輸出承認を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、次の（イ）～（ハ）の書類を申請窓口に提出しなければならない。その際、既に発行された委託加工貿易契約包括輸出承認の承認証を返還しなければならない。なお、1により登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、委託加工貿易契約包括輸出承認の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）を当該承認を受けた申請窓口へ速やかに郵送又は提出しなければならない。

（イ）委託加工貿易契約包括輸出承認申請書（様式1） 2通

（ロ）変更を要することを証する書類の写し 1通

（ハ）その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

#### 9 委託加工貿易契約包括輸出承認の有効期限

委託加工貿易契約包括輸出承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

#### 10 委託加工貿易契約包括輸出承認の更新

委託加工貿易契約包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。承認の更新を受けた者は、既に発行された委託加工貿易契約包括輸出承認証（以下「原承認証」という。）を返還することを必要としない。

更新のための手続

4の（イ）～（ハ）の書類を申請窓口に提出しなければならない。

#### 11 委託加工貿易契約包括輸出承認の取消

経済産業大臣は、委託加工貿易契約包括輸出承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反したとき、1又は2の要件を満たさなくなったときは、当該承認を取り消すことがある。

承認を取り消された場合、委託加工貿易契約包括輸出承認を受けた者については直ちに原承認証を返還しなければならない。

## II 申請書類の記載方法

### 1 委託加工貿易契約包括輸出承認申請書（様式1）

#### (1) 「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者の記載も必要です。

#### (2) 「住所」の欄

申請者が法人であるときは、登記簿上の本店の住所を記載してください。

#### (3) 「申請年月日」の欄

委託加工貿易契約包括輸出承認申請を行う日付を記載してください。

#### (4) 「電話番号」の欄

委託加工貿易契約包括輸出承認申請を行う担当部署の電話番号を記載してください。

### 2 包括輸出承認証分割申請理由書（様式2）

#### (1) 「申請者名」及び「記名押印又は署名」の欄

上記1（1）に準ずる。

#### (2) 「住所」の欄

上記1（2）に準ずる。

#### (3) 「電話番号（担当）」の欄

上記1（4）に準ずる。

#### (4) 「分割を必要とする理由」の欄

分割を必要とする理由を記載してください。

例) 当社は横浜港及び大阪港から主に輸出を行っており、〇〇税関と〇〇税関において同時期に通関する可能性があるため。

#### (5) 「分割を必要とする承認証の承認番号」の欄

委託加工貿易契約包括承認取扱要領7の（2）に該当する場合のみ、既に取得している承認証の番号を記載してください。

#### (6) 「必要通数」の欄

必要な分割部数を記載してください。

### 3 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a）

#### (1) 「申請者名」及び「記名押印又は署名」の欄

上記1（1）に準ずる。

#### (2) 「住所」の欄

上記1（2）に準ずる。

#### (3) 「電話番号（担当）」の欄

上記1（4）に準ずる。

#### (4) 1. 統括責任者「氏名」の欄

代表者の氏名を記載してください。

#### (5) 1. 統括責任者「役職名」の欄

代表者の役職名を記載してください。

#### (6) 1. 統括責任者「就任日」の欄

代表者の就任日を記載してください。

#### (7) 2. 該非確認責任者「氏名」の欄

該非確認責任者の氏名を記載してください。

#### (8) 2. 該非確認責任者「役職名」の欄

該非確認責任者の役職名を記載してください。

#### (9) 2. 該非確認責任者「就任日」の欄

該非確認責任者の就任日を記載してください。

### 4 統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）

- (1) 「申請者名」及び「記名押印又は署名」の欄  
上記1(1)に準ずる。
- (2) 「住所」の欄  
上記1(2)に準ずる。
- (3) 「電話番号(担当)」の欄  
上記1(4)に準ずる。
- (4) 1. 統括責任者「氏名」の欄  
上記3(4)に準ずる。
- (5) 1. 統括責任者「役職名」の欄  
上記3(5)に準ずる。
- (6) 1. 統括責任者「就任日」の欄  
上記3(6)に準ずる。
- (7) 1. 統括責任者「(変更理由)」の欄  
統括責任者の変更に伴う理由を記載してください。  
例) 平成〇〇年〇月〇日付けで新たな代表者が就任したため。
- (8) 2. 該非確認責任者「氏名」の欄  
上記3(7)に準ずる。
- (9) 2. 該非確認責任者「役職名」の欄  
上記3(8)に準ずる。
- (10) 2. 該非確認責任者「就任日」の欄  
上記3(9)に準ずる。
- (11) 2. 該非確認責任者「(変更理由)」の欄  
該非確認責任者の変更に伴う理由を記載してください。  
例) 平成〇〇年〇月〇日付けで新たな担当部長・課長が就任したため。

## 別表

委託加工貿易契約包括輸出承認の条件	承認条件の適用
<p>(1) 本承認は、委託加工貿易契約包括承認取扱要領のⅠの3の範囲において貨物の輸出を行う場合に限り、これを適用することができる。</p> <p>(2) 委託加工貿易契約包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の原材料が、輸出令別表第二の36、37及び43の項に該当しないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者の指示に従い、該非確認責任者等が確認すること。</p> <p>(3) 統括責任者又は該非確認責任者に変更が生じたときは、速やかに経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>(4) 委託加工貿易契約包括輸出承認に基づき輸出を行った際の資料を、輸出時から少なくとも、5年間保存し、その内容について報告を求められたときは、報告書を提出すること。</p> <p>(5) 委託加工貿易契約により我が国国内の加工産業に影響を与える場合として経済産業大臣から通知を受けた場合は、当該輸出について委託加工貿易契約包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>(6) 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、承認後においても法令及び包括承認取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(7) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、委託加工貿易契約包括承認取扱要領のⅠの1又は2の要件を満たさなくなったときは、本承認が取り消されることがある。</p>	<p>届出は、様式aの2によるものとする。</p>

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

委令加工貿易契約包括輸出承認申請書

※承認番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 申請年月日 \_\_\_\_\_  
 記名押印  
 又は署名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請をします。

申請する委令加工貿易契約包括輸出承認の範囲

委令加工貿易契約包括承認取扱要領 (20140416貿局第1号・輸出注意事項26第17号) のIの3に掲げるもの

※承認又は不承認

この申請を、  
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 輸出貿易管理令第2条第1項第二号  
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

次の条件を付して承認する。
承認しない。

条件 委令加工貿易契約包括承認取扱要領 (20140416貿局第1号・輸出注意事項26第17号) のIの6に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_  
 資 格 \_\_\_\_\_  
 記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) ※印の欄は記入しないでください。  
 (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

包括輸出承認証分割申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 (担当) \_\_\_\_\_

下記のとおり、委託加工貿易契約包括輸出承認証の分割を申請します。

記

1. 分割を必要とする理由

2. 分割を必要とする承認証の承認番号  
(委託加工貿易契約包括承認取扱要領 7 (2) の場合のみ記載)

3. 必要通数

様式 a

年 月 日

統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名  
住 所  
電話番号 (担当)

当社の統括責任者及び該非確認責任者を下記のとおり登録します。

記

1. 統括責任者  
氏 名：  
役職名：  
就任日：
  
2. 該非確認責任者  
氏 名：  
役職名：  
就任日：



様式 a の 2

年 月 日

統括・該非確認責任者変更届

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名  
住 所  
電話番号 (担当)

下記のとおり、当社の統括責任者・該非確認責任者が変更となりましたので、届け出ます。

記

1. 統括責任者  
(変更前)

氏 名：  
役職名：  
就任日：

(変更後)

氏 名：  
役職名：  
就任日：

(変更理由)

2. 該非確認責任者  
(変更前)

氏 名：  
役職名：  
就任日：

(変更後)

氏 名：  
役職名：  
就任日：

(変更理由)

